令和8年度

認定こども園(1号認定) 利用ガイド

1号認定での利用手続について



伊達市「だってちゃん」

※各園の1号認定の空き状況や入園に係る手続きは、各園へお問い合わせください。

このガイドに関する問い合わせ:伊達市こども未来課幼保支援係

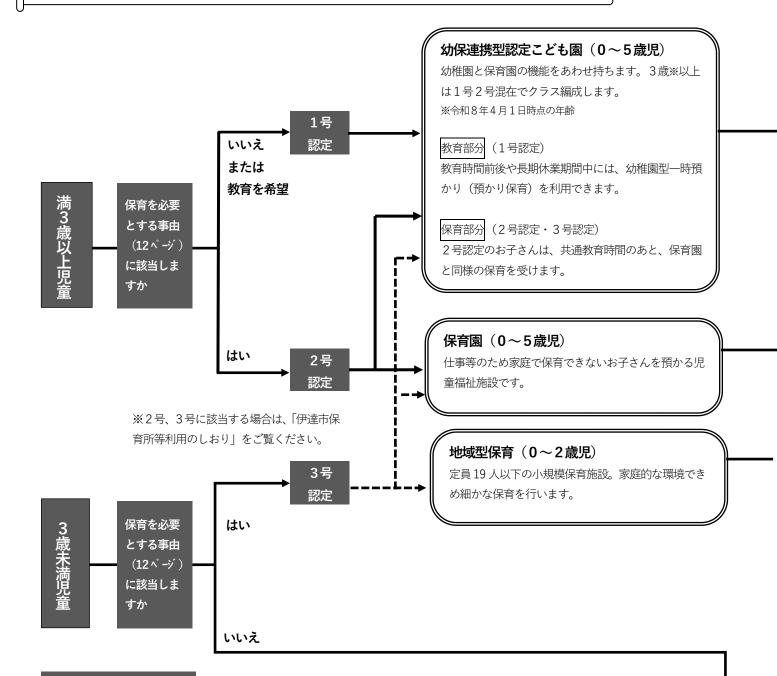
〒960-0692

伊達市保原町字舟橋 180 番地 伊達市役所東棟 1 階

TEL: 024-573-5691 FAX: 024-576-2419



令和8年度 伊達市内で利用できる教育・保育サービス



上記以外・不定期

◆地域子育で支援センター・・親子が気軽に来て、子どもたちの自由遊びや親同士の交流ができます。住んでいる地域にかかわらず、お好きな子育で支援センターをご利用ください。(伊達子育で支援センターは、伊達ふれあいセンター内で実施しています。)

地域子育て支援センター名(実施施設)	電話番号
保原北子育て支援センター(認定こども園大田)	529 – 7611
保原南子育て支援センター(認定こども園上保原)	573 – 0947
伊達市子育て支援センター(梁川認定こども園)	577 – 0345
伊達子育て支援センター(認定こども園 伊達こども園)	070-7547-4984
霊山子育て支援センター(霊山三育認定こども園)	586 – 3725
保原中央子育て支援センター(保原認定こども園)	563 - 3089

	公私	園名	所在地	電話番号	備考
	公立	梁川認定こども園	梁川町字山城舘 7-1	577-0311	1号認定は、園所在地区の児童を優先しま
	AM	月舘認定こども園	月舘町月舘字関ノ下 8-2 572-2331 す。 「大きを表現して、関連を表現して、またが、関連を表現して、表現して、表現して、表現して、表現して、表現して、表現して、表現して、	す 。	
=77	私立	認定こども園 伊達こども園	伊達市中道 10	583-2355	
認定		伊達・ひかり認定こども園	伊達市伏黒字一本石 99-4	597-7737	1号認定は、園所在地の小学校区内の児童を
認定こども園		認定こども園大田	保原町大泉字前原内 246-1	529-7611	優先します。(新規申込者数が受入可能人数
も 園		認定こども園上保原	保原町上保原字上ノ原 22-2	573-0927	を超過した場合、園での選考となります。)
		保原認定こども園	保原町大泉字道城場 84-1	563-3089	
		福島文化高子こども園	伊達市保原町高子岡 4	572-6210	
		霊山三育認定こども園	霊山町掛田字北谷津 7-3	586-3319	1号認定は、霊山地域の児童を優先します。
		幼保連携型認定こども園 神愛幼稚園	霊山町掛田字辻向 6-1	586-1215	(新規申込者数が受入可能人数を超過した場合、園での選考となります。)

		公私	園名	所在地	電話番号	備考
▶	\	公立	保原保育園	保原町字東台後80-1	576-2578	
1	呆育園	ΔM	保原保育園分園	保原町字西町 116	576-6115	
[型	私立	梁川保育園	梁川町字中久保 32-1	577-0142	入園選考は伊達市内児童を優先します。
		1/A1/L	梁川中央保育園	梁川町字内町 41-1	577-0156	他市町村から広域申込をするときは、居住地
	地域型保育(小規模保育)		Ribbon 保育園 だて	伊達市細谷 43-8	572-4456	の保育担当部署にまずは相談ください。
>			保育園もものき	保原町字東台後 60-2	529-6525	
			神愛保育園	保原町字城ノ内 116-8	572-4277	
	企業主導型		ファミーユ保育所	保原町上保原字遍照原 8-8	529-7100	施設へ直接申込みください。
					323 1100	選考も施設が実施します。

[※]伊達市立幼稚園に関することは、こども未来課へお問い合わせください。

◆一時預かり(認定を受けずに利用可)・・・月 12 回までの利用です。各園に直接利用申込みをしてください。

	公私	園名	所在地	電話番号	受入可能年齡等
		保原保育園	保原町字東台後80-1	576-2578	満1歳児(離乳完了後)~
	公立	梁川認定こども園	梁川町字山城舘 7-1	577-0311	※要伊達市内住所
		月舘認定こども園	月舘町月舘字関ノ下 8-2	572-2331	※詳細は各園にご相談ください
		認定こども園 伊達こども園	伊達市中道 10	583-2355	
実	伊達・ひかり認定こども園伊達市伏黒字一本石 99-4597-7737認定こども園大田保原町大泉字前原内 246-1529-7611認定こども園上保原保原町上保原字上ノ原 22-2573-0927保原認定こども園保原町大泉字道城場 84-1563-3089福島文化高子こども園伊達市保原町高子岡 4572-6210霊山三育認定こども園霊山町掛田字北谷津 7-3586-3319	伊達・ひかり認定こども園	伊達市伏黒字一本石 99-4	597-7737	満1歳児(離乳完了後)~
実施園		認定こども園大田	保原町大泉字前原内 246-1	529-7611	2歳児(満3歳児)
一覧		認定こども園上保原	保原町上保原字上ノ原 22-2	573-0927	
		563-3089	6か月以上児~5歳児		
		福島文化高子こども園	伊達市保原町高子岡 4	572-6210	満1歳児(離乳完了後)~5歳児
		霊山三育認定こども園	霊山町掛田字北谷津 7-3	586-3319	6か月以上児~5歳児
		幼保連携型認定こども園神愛幼稚園	霊山町掛田字辻向6-1	586-1215	満1歳児(離乳完了後)~5歳児
		神愛保育園	保原町字城ノ内 116-8	572-4277	満1歳児(離乳完了後)~2歳児

教育・保育給付認定について

教育・保育給付認定とは、市町村が保護者からの申請を受けて、保育の必要性の有無やお子さんの年齢といった基準に基づき、以下の3つの認定区分のいずれかに認定するもので、認定された区分に基づき、教育・保育の給付を行います。

認定こども園及び新制度に移行した幼稚園を教育利用するためには、希望する施設(以下、「園」とする)への入園申込手続きの他に、園を通じて住民票がある市町村に対し、教育・保育給付認定申請書の提出が必要です。

園から市町村に教育・保育給付認定申請書が提出されたのち、保護者に支給認定証を交付します。

なお、支給認定証は、入園に係る通知ではありません。

認定区分

認定された区分によって、利用できる施設が異なります。

認定区分	内容	利用できる施設
1号認定 教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合	認定こども園 幼稚園(市外等)
2号認定 満3歳以上・保育認定	お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、 保育所等での保育を希望される場合	保育園認定こども園
3号認定 <u>満3歳未満</u> ・保育認定	お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、 保育所等での保育を希望される場合	保育園 認定こども園 小規模保育



施設区分	新制度に移行した 幼稚園(市外等)	認定こど	も園	保育園	小規模保育	新制度に移行していな い幼稚園(市外等)
認定区分	1号認定			2号・3号認定	3号認定	認定申請不要
入園決定 方法	園が定める方法により選考決定 受入定員を超過した場合は、園 選考基準(抽選等)による決定			園所在地市町村が保育を必要とする指数に より利用調整で決定		園が決定
保育料等	1号・2号:保育料無償 3号:保護者等の市町村民税額に応じて保護者の住民票所在地の市町村が流 (その他、園によって給食費等の実費徴収があります)					園が定める額

2号・3号認定(保育利用)については、『伊達市保育所等利用のしおり』をご覧ください。

令和8年度クラス年齢(1号認定)

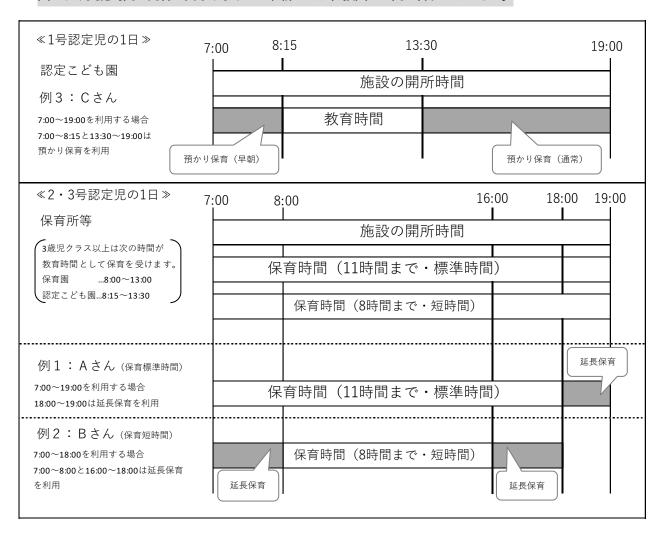
令和8年4月1日時点の満年齢でクラス編成します

クラス	生年月日	利用施設
3歳児	令和 4年(2022年)4月2日から令和 5年(2023年)4月1日	
4 歳児	令和 3年(2021年)4月2日から令和 4年(2022年)4月1日	認定こども園
5 歳児	令和 2年(2020年)4月2日から令和 3年(2021年)4月1日	

教育・保育施設の1日の流れ(目安)

※1日の流れは基本的な情報を掲載しております。

園により実施時間・内容が異なりますので、詳しくは直接園にお問い合わせください。





1号認定での申込みから入園までの流れ

1号認定の入園者は、事業者(園)が決定します。入園申込みから入園決定までの詳細は、園配付の募集要項やしおり等にてご確認ください。

○共通事項 受入定員を超過した場合は、園規定の選考基準により選考を行います。

1号認定での市内園の併願申込みはご遠慮ください。

◇認定こども園へ1号認定での入園を希望する場合

※一般的な流れを記載しています。詳細な期間や配付・受付時間等は、園配付の募集要項等にて必ず確認してください。

申込書類の入手

令和7年10月1日(水) から配付を行います。

申込書類の提出	申込区分	入手および提出窓口	書類配付・受付期間
	当初申込み		【受付】令和7年10月7日(火)から
		入園を希望する園	10月27日(月)まで
	(当初申込み受付期間以降の) 随	八国で布主する国	 受入定員に空きがある場合、随時受付
	時申込み		文八足貝に上でかめる場合、他内文門

支給認定証 交付

教育・保育給付認定申請書に基づき市で内容審査後、支給認定証を保護者に送付します。

【送付時期】当初申込分:11月中旬~下旬、随時申込分:申込月の翌月中旬頃

新規・転園・認定区分変更申込者

- ・入園希望者が受入定員を超える場合は、園が定める選考方法により入園者を決定します。
- ・次の園は、優先される学区、地域があります。詳細は2ページをご覧ください。 (私立)認定こども園伊達こども園、伊達・ひかり認定こども園、認定こども園大田、認定こども園 上保原、保原認定こども園、霊山三育認定こども園、幼保連携型認定こども園神愛幼稚園

(公立) 梁川認定こども園、月舘認定こども園

その他詳細な選考基準は園規定によりますので、園配付募集要項等にてご確認ください。

選考結果通知

園による選考

入園可否について、通知書でお知らせします。(発送時期等は、園により異なります。)

内定

不承諾

面接

新規入園の場合、お子さんの心身の発達状態を確認するために面接を園で実施します。 実施時期等は、園配付資料をご覧ください。 空きのある他の園への申込み、もしくは希望園 が空くまでの待機となります。

保育認定で申込む場合は、『伊達市保育所等利 用のしおり』にて、申込締切等をご確認くださ い。

入園承諾

【発送時期】当初申込分:入園承諾書等の発送時期は、園により異なります。

(公立園の場合) 認定こども園:3月下旬

入園のための申請に必要な書類

(1) 園に提出するもの

申込児童ごとに必要書類を提出してください。

提出書類	備 考
園配付の入園申込書	記入について不明な点がある場合は園にお問い合わせください。

(2) 園経由で市に提出するもの

施設提出用封筒に入れ、密封して園に提出してください。

不備等がある場合は、書類の再提出や追加提出をお願いする場合があります。

	提出書類	備 考
	教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所 申込書	9、10ページ参照 きょうだい関係について、同居・別居にかかわらず生計が同一の場合は、「① 世帯の状況」にすべて記入。
必ず	(「教育・保育給付認定申請書」の個人番号を 記入した場合) 番号確認に必要な書類	申請者(「教育・保育給付認定申請書」の〔保護者氏名欄〕に名前を記載した方〕のマイナンバーカード(番号が記載されている面)、通知カード、マイナンバー記載の住民票のいずれか1点の写し
	(「教育・保育給付認定申請書」の個人番号を 記入した場合) 身分確認に必要な書類	申請者(「教育・保育給付認定申請書」の〔保護者氏名欄〕に名前を記載した方)のマイナンバーカード(顔写真が記載されている面)、運転免許証などの顔写真付き身分証明書のいずれか1点の写し
	ひとり親家庭	『ひとり親家庭医療費受給資格者証』の写し、または、『戸籍謄本』 ※その他(行方不明・拘禁等)に該当する方は別途ご相談ください。
家庭状況に応じて	i)令和7年1月1日現在、伊達市に住所 がなかった方※1 ii)令和7年度市町村民税を他市町村に納め ている方※1	i)令和7年1月1日現在の住所地における令和7年度所得課税証明書※1 ii)令和7年度市町村民税を納めている市町村発行の令和7年度所得課税証明書※1 ◎教育・保育給付認定申請書にマイナンバーの記入がある場合は提出を省略することが可能です。ただし、家庭状況によっては、後日提出依頼する場合があります。 ◎扶養に入っている場合や非課税の場合も必要です。未提出の場合、保育料を算定できないため、提出があるまでは保育料の最高階層の世帯とみなして保育料を算定することになります。

- ※1 令和8年9月以降入園希望申込者については『令和7年』部分を『令和8年』に置き換えてください。
 - 生活保護受給、里親委託等は別途ご相談ください。

(3) 申込みの際の注意事項

- ▶ すべての書類は、事実に基づいて正確に記入してください。
- ▶ 申込児童の家庭で保育料の未納がある場合は、完納してから申込みをしてください。
- ▶ 申込み内容が事実と異なる場合や保育料が未納の場合は、入園内容や決定を取り消すことがあります。
- ▶ 申込み後、家庭の状況に変更があった場合は、必ず変更手続きを行ってください。(8ページ参照)

マイナンバーの記載について

保育所等の申請にあたっては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に 基づき、マイナンバー(個人番号)の記載が必要です。

(1) マイナンバーの記載が必要な書類

·「教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書」→新規申込のとき

(2) 本人確認書類の提示

マイナンバーを記載した(1)の書類を提出する際は、「申請者」欄に記載された方の本人確認(「①番号確認」と「②身元確認」)を行いますので、以下の書類の提示をお願いします。

※施設提出用封筒に入れて提出する場合は、①番号確認書類及び、②身元確認書類の写しを添付してください。

<提示書類>

①番号確認書類

申請者([保護者氏名欄]に名前を記載した方)のマイナンバーが確認できる書類マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー記載の住民票(写し可)のいずれか1点

②身元確認書類

提出者(窓口に書類を提出に来た方)の身元を確認できる書類 マイナンバーカード、運転免許証などの顔写真付き身分証明書 1 点

(3) こども未来課へ直接提出する場合で、申請者と提出者が異なる場合の記入例

申請者と提出者が異なる場合は「教育・保育給付認定申請書(変更申請含む)」の「受任者(提出者)欄」に記入をお願いします。

教育·保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書

万長 様

とおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定の申請及び保育所等入所申込をします。 この申請書等及び添付書類の写しを利用施設に送付すること、並びに市が施設型給付費・地域型保育給付費等 ・保育給付認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧し、その情報に基づき決定 用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

	倩(届出)日	令和 〇年 〇月 〇日	申請(届出)	☑新規申請 □現況届
申請者 (父:伊達太郎)	ふりがな 保護者氏名 (甲請者) 個人番号	だて たろう 伊達 太郎	連絡先	(日中連絡がとれる番号) 自 宅: 024 -××× -××× 携帯電話:: 090 -×××× -×××
	保護者住所	(〒 960- 0692) 伊達市 保原町舟橋 I 80 番地		
,	and the second of the second o	人番号の提供について、以下の者に委 ・請者)が申請に来られない場合は、提		£者(提出者)欄にご記入ください。
提出者	ふりがな 受任者氏名 (提出者) ►	だて さちこ 伊達 幸子	住所	□ □ □ 別住所と同じ □ □ 別住所 ()
(母:伊達幸子)		申請者との関係: 妻	連絡先	自 宅:024 -××× -××× 携帯電話:090-××× -××××

(例) 新規申込者で保護者が父、提出者が母の場合、以下の書類の提示・記入が必要になります。

提示するもの ⇒ ①父(申請者)の番号確認書類:マイナンバーカード

②母(窓口来庁者)の身元確認書類:運転免許証

記入するもの ⇒ ③「受任者氏名(提出者)欄」に母の氏名・申請者との関係・住所・連絡先を記入

申請内容の変更

家庭状況等に変更があった場合は、下表を参考に速やかに園へ変更手続きを行ってください。

変更届の記入例⇒11ページ参照

内容	提出書類
	①『教育・保育給付認定(変更・再交付)申請書兼変更届』
転居・転入・・・A	太枠およびお子さんの情報欄と「□住所」欄を記入。
	② 支給認定証 (手元にある場合)
入園辞退・退園	園所定の『退園・辞退届』
八國計及「区國	転出の場合は、支給認定証返却
	①『教育・保育給付認定(変更・再交付)申請書兼変更届』
保護者変更・・・B	太枠およびお子さんの情報欄と「□保護者」欄を記入。
	② 支給認定証
世帯状況の変更	①『教育・保育給付認定(変更・再交付)申請書兼変更届』
(世帯員増減)・・・C	太枠およびお子さんの情報欄と「□世帯員の異動」欄を記入。
	① 住所の変更があった場合・・・・ A の書類
	② 保護者の変更があった場合・・・ B の書類
婚姻・離婚	③ 世帯状況の変更があった場合・・Cの書類
	離婚の場合のみ
	④ ひとり親の証明(ひとり親家庭医療費受給資格者証の写し、もしくは戸籍謄本)
	① 『教育·保育給付支給認定(変更·再交付)申請書兼変更届』
	太枠およびお子さんの情報欄と「□支給認定区分」欄を記入。
1号認定から2号認定に変更	②扶養児童等調査書(様式 3)
	③保育を必要とする事由を証明する書類
	※ 父母(保護者)以外の世帯員分は不要。
2 号認定から1号認定に変更	① 『教育・保育給付認定(変更・再交付)申請書兼変更届』
2 分配にカワエケ配とに友史	太枠およびお子さんの情報欄と「□支給認定区分」欄を記入。
支給認定証の再交付	① 『教育・保育給付認定(変更・再交付)申請書兼変更届』
ス 小口 向心 人 正正 ツナナス 「「」	太枠およびお子さんの情報欄を記入(申請内容の再交付申請にチェック)。

【注意】年度途中に認定区分変更(1号→2号認定または、2号→1号認定)を希望する場合は、認定区分別の定員設定があるため、現在利用している園に変更後の認定区分で通園可能かお問い合わせください。

年度途中の転園

伊達市内の他の認定こども園に転園を希望する場合は、認定区分によって手続き方法が異なります。1号認定で申し込む場合は、必要書類を希望する園に提出してください。2号認定で申し込む場合は、『伊達市保育所等利用のしおり』で手続き方法を確認してください。

入園 (転園) が決まったら、現在利用している園へ退園の手続きが必要になります。様式等は園によって異なります ので、園にご相談ください。

なお、転園の場合は、入園の優先順位が下がります。(2号・3号認定の場合)また、新たに希望する園の空き状況によって、転園できない場合があります。

してください。 (例)父が単身赴任	【伊達市に住所を有 任等で伊達市外に住所 母の氏名を記入。	所を有して	ĵ•保育給 ⟨ 付すること	○ 油性ホールへ」 ど消せるもの。 ○ 記入を間違えが 一プ使用不可。 、並びに市が施設 、び世帯情報を閲覧	は不可 。 た場合 。) 世紀	。) は、二重線で修 付費・地域型係	を正してくだる と育給付費等	さい。(訂正印本	. 消えるボールペン; 不要。修正液、修正-
申請(届出)日	令和 (D年 O月	ОВ	申請(届出	<u>(</u>)	☑新規申	請 □瑪	l況届	
ふりがな (D=#***! 「	t:	ごて たろう		連絡先		(日中連絡がとれる番号) 自 宅: 024-XXX -XXXX 090-XXXX-XXXX			
保護者氏名 (申 請者)	仴	達 太郎							
個人番号	1 1 1 1	1 1 1 1	1 1 1	←	イナン	バーを記入)— XXXX 	K-XXXX
保護者住所	(〒 960- 0	692)			①転入前申込み ②父母のどちらかが単身赴任・長		午。	5期 州 7集 山	
/	伊達市保証	原町舟橋 180	番地	4		③避難中 上記のいずれかに該当する場合は、住民票の住所と現在居住			
上記申請及び個人 ※上記保護者(申記)					者(提	ている住所の			T
ふりがな 受任者氏名				住所		☑保護者住 □別住所 (-)
(提出者)	申請者との関係	連絡先		自 宅: — — — 携帯電話: — — —		-			
申請に係る	(ふりがな) だ	て はなこ		生年月日		令和	O年 (O月 O目	(男•囡)
小学校就学前 子ども	伊	達花子		現在利用している施設					
個人番号	8 8 8 8	8 8 8 8	8 8 8			※交付済みの場合記入			
	入所希望日			8年4月1日 他(令和	丰	月 日) から	っ令和9年3	月31日
	☑1号認定	希望施設名	00認	定こども園			1		
			第1希望						
希望認定	□2号•3号	希望施設名		第9条·胡		から入園希望の場合は「令和8年4月1日」にチェック。 以降に入園希望の場合は、その他にチェックを入れ、希望			
区分	認定					記入してください。			
(「1号認定」または 「2号・3号認定」に				4希望					
☑をいれ記入して ください)	○保育所・小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育 2号・3号認定 ○幼稚園→1号認定(保育所等を併願せず預かり保育で長時間の利用を希望している場合も1号認定) ○認定とも園 利用希望児童が3歳未満である 3号認定 利用希望児童が3歳以上である 1号認定または2号認定 ①②は、保護者の選択です 教育標準時間を超えて長時間利用を希望しない 1号認定 選択です ①預かり保育を利用して長時間の保育の利用を希望 1号認定								

『1号認定』を選択する場合は、裏面①に必要事項を記入してください。

『2号・3号認定』を選択する場合は、裏面①及び②に必要事項を記入してください。

①世帯の状況

	世帯の状況						
	ふりがな 氏 名 個人番号		子どもとの続柄	生年月日		性別	勤務先•学校名等
	だて たろう 伊達 太郎		父	大昭平令	_	勇· 女	○○商店
世帯員(申			।	大昭中令	ОП	男•安	○○病院
請幼児を	3 3 3 3 3 3 3 3 だて いちろう 伊達 一郎	3 3 3 3		大昭 (学) 令	ОП		
际く)・世間	TEE	4 4 4 4	兄	O年 O月	ОВ	男·女	○○小学校
市分離して	世帯員(申請幼児を除く)・世帯分離している同居者含む 世帯目(申請幼児を除く)・世帯分離しているの同居者含む 世帯目(申請幼児を除く)・世帯分離しているの同居者含む 世帯日(申請幼児を除く)・世帯分離しているの同居者含む 「伊達 愛子 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		妹	大昭平 ⑥ O年 O月	昭 平 ① 男・伊 〇年 〇月 〇日		○○保育園
いる同居			祖父	大 থ 平 令	ОП) 少·女	無職
有含む			祖母	大 ⑱ 平 令	ОП	男·安	○○商店
			叔父	大昭(字)令 O年(OF)	ОВ	勇· 女	〇〇大学
	 活保護・里親委託の適用 有無	□適用な	よし • ☑ 適用	l あり 	味護 口里		〇月 〇日開始)
	がい者手帳等の有無い対象を			あり【 口子ども			•
状	への 今和7 年1月1日現在の住所		該当なし ・ 図該当あり 【 図離婚				場合でも、同居している場合は記入して
今和8 年1月1日現在の住所		母:口伊					日以降、入所希望日までの間で、勤務先 ることが確実である場合は、変更後の状
2/19	R育の利用を必要とする3	里由等 ? 子どもと		定のみ(保育の		入し、就労 出してくだ:	証明書等の証明書類も変更後の状況のも さい
氏名			(保育を) □就労	必要とする理由 □妊娠・出産 舌動 □就学 取得中で保育利	申請後		Evv。 更が生じた場合は、変更申請の手続きを
~ .	41 Lyn71 D 7	⊅ I⊞ /	□求職沿□育休日	□妊娠・出産 舌動 □就学 [取得中で保育利月	□虐待や	DVのおそ	つ他()
布置	希望する曜日及 利用(予定)曜日 び時間 月・火・水・木・金・土・日					時 分	利用時間 から 時 分まで

変更届の記入例 8付認定(変更・再交付)申請書兼変更届 令和 〇年 〇月 ΟВ 申請(届出)日 申請(届出)内容 ☑ 変更申請(届) □再交付申請 表 ほばら さちこ (日中連絡がとれる番号) ふりがな 保護者氏名 保原 幸子 連絡先 宅: 024-XXX-XXXX (申請者) 携帯電話: 090- XXXX-XXXX 個人番号 (〒960- **0756** 申請する方にチェックを入れてください。 保護者住所 伊達市 梁川町青葉町 | 上記申請及び個 ます。 ※上記保護者(申 一度記入いただいた場合、再度の 「る方がこの受任者(提出者)欄にご記入ください。 必ず記入 ☑ 保護者住所と同じ 記入は不要です。 ふりがな 住所 □別住所 受任者氏名 (提出者) 宅:024-XXX-XXXX 申請者との関係:母 連絡先 保護者住所と異なる場合は、別住所にチェックを 入れて()内に記入してください。 (ふりがな) ほばら はなこ 生年月日 申請に係る **予和 〇平 〇月** 小学校就学前子 現在利用してい 保原 花子 ○○認定こども園 ども る施設 個人番号 認定番号 888888888 変更の場合は、該当する変更内容に☑をいれ、記入してください。(再交付の場合は以下記入不要です。) 保育を必要とする事由の種類(就労、求職活動等)やその内容(就労時間、勤務場所等)、家庭状況(ひとり親家庭等)等 が変更となった場合は、それを証明する書類の添付が必要です。 変更内容 変更前 変更後 令和 O年 ○月から変更 ☑ 1号認定 □1号認定 ☑認 定 区 分 □2号認定(□標準時間認定・□短時間認定) □3号認定(□標準時間認定・□短時間認定) (〒960 - 0692) 伊達市 (〒960- 0756) 伊達市 ☑住所 保原町字舟橋 180 番地 梁川町青葉町 | 旧保護者名 伊達 太郎 新保護者名 保原 幸子 ☑保護者 旧氏名 伊達 花子 新氏名 保原 花子

☑ 2 号認定(☑標準時間認定・□短時間認定) □3号認定(□標準時間認定・□短時間認定) ☑子ども氏名 ☑適用開始(令和 ○年 ○月 ○日) ☑生活保護の適用 ☑適用なし 該当する変更内容のみ記る □里親委託の適用 □適用(令和 年 日開始) □適用廃止(令和 月 年 □ひとり親家庭該当 ☑ひとり親家庭該当 【 離婚・死別・婚姻歴なし・その他(【(離婚・死別・婚姻歴なし・その他()] ☑家庭の状況 □ひとり親家庭非該当 ☑ひとり親家庭非該当 □障がい者手帳等の交付() □障がい者手帳等の返納(□障がい者手帳等の交付(□その他事由 □出生 図祖父母等と同居 (別居) □転入 □転出 □婚姻 □離婚 □その他(ふりがな 子どもとの 性別 氏 名 生年月日 勤務先•学校名等 続柄 個人番号 □世帯員の ほばら たろう 大腳平令 保原 太郎 祖父 **湧·**女 ○○医院 O年 O月 O日 選動 ほばら えいこ 大阀平令 保原 栄子 祖母 男•囡 無職 O年 O月 O日

裏

預かり保育について

通常の教育時間は8時頃から14時頃(園ごとに異なります)ですが、必要に応じて教育時間の前後に保育を行う「預かり保育」を実施しています。

預かり保育料の無償化について

幼児教育・保育の無償化により、「**保育を必要とする事由**」に該当する場合、**施設等利用給付認定**(**新2号認定**)を受けることで預かり保育料も一部無償化されます。

無償化の金額は、利用日数×450円(最大月額11,300円)で、これを超える分は自己負担となります。

例) 利用料 月額 8,250 円(日額 550 円×利用日数 15 日)の場合 無償化額 450 円×15 日=6,750 円 自己負担 8,250 円 - 6,750 円=1,500 円

対象者	在園児のみ対象
実施園	認定こども園
保育時間	園によって異なりますので、利用する園にご確認ください。
申込み方法	入園している園で「預かり保育申請書」を受領し、園に提出してください。
利用料	園によって料金が異なりますので利用する園にご確認ください。 保育を必要とする事由に該当する場合は、利用日数に応じて上限額まで無償化されます。

(1) 保育を必要とする事由

施設等利用給付認定(新2号認定)を受けるには、下表の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当する必要があります。

事由	内容					
1. 就労	月 48 時間以上家庭内外で仕事をしている場合					
	妊娠中や出産前後の場合					
2. 妊娠・出産	期間は出産予定日の2か月前から出産予定日の8週間を経過する日の翌日が属する月					
	の月末まで。 (例)出産予定日 10 月 1 日 → 認定期間: 8 月 1 日~11 月 30 日					
3. 疾病・障がい	病気や負傷、心身に障がいがある場合					
4. 介護・看護	月 48 時間以上、親族を常時介護、看護している場合					
5. 災害復旧	火災、風水害、地震等の災害の復旧にあたっている場合					
6. 求職活動	日中求職活動をしている場合(起業準備を含む)					
0. 水帆/山到	認定期間:離職月を含めて原則3か月間					
7. 就学・職業訓練	就学や技能習得・職業訓練をしている場合					
8. 虐待・DV	虐待や DV のおそれがある場合					
9. 育児休業中の継続利用	育児休業取得時にすでに保育園等を利用している児童が、継続利用する場合					
3. 自元怀未中少松秋州用	認定期間:当該年度末まで					
10. その他	その他、上記に類する状態として市が認める場合					

(2) 施設等利用給付認定(新2号認定)申請方法

施設等利用給付認定(新 2 号認定)を申請したい旨を希望園またはこども未来課へお知らせください。申請に必要な 書類をお渡しします。

幼児教育・保育の無償化について

※年齢の基準は当該年度の4月1日時点

令和元年10月から3~5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを利用するお子さんの保育料が無償になりました。該当の方には入園時および初めて対象となる年の3月下旬頃にお知らせします。 また、0~2歳までの市町村民税非課税世帯のお子さんも無償化対象になります。

(1) 保育園・認定こども園(2・3号認定)の場合

保育園、認定こども園等を利用する $3\sim5$ 歳までの全てのお子さんの保育料が無償化されます。 $0\sim2$ 歳までのお子さんについては、市町村民税非課税世帯を対象として保育料が無償化されます。

(2) 幼稚園・認定こども園(1号認定)の場合

満3歳以上のお子さんの教育標準時間分の保育料が無償化されます。

預かり保育料は「保育の必要性の認定」を受けた 1 号認定のお子さんは利用日数に応じて月額最大 11,300 円まで無償化になります。無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(3) 無償化の対象にならない費用

認定区分にかかわらず給食費、行事費、教材費などは保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯のお子さんと第3子(※)以降のお子さんについては、副食(おかず)の費用が免除されます。

(1号認定児の場合、土曜日と長期休業期間の預かり保育における副食の費用は、免除対象外です。)

2号・3号認定のお子さんの延長保育利用料、「保育の必要性の認定」を受けていない1号認定のお子さん の預かり保育料は、無償化対象外です。

(<u>*</u>)

- 教育・保育給付認定が1号認定のお子さんは**小学校3年生までの範囲内**における生計を同一にする子どものうち年長者から数えて3人目のお子さんです。
- 教育・保育給付認定が2号認定のお子さんは**就学前**の生計を同一にする子どものうち年長者から数えて3人目のお子さんです。

(4) 認可外保育施設等その他の対象事業

認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

 $3\sim5$ 歳までのお子さんは月額 37,000 円まで、 $0\sim2$ 歳までの市町村民税非課税世帯のお子さんは月額 42,000 円までの保育料が無償化されます。

(5) (参考) 令和7年度伊達市保育園・認定こども園・小規模保育・幼稚園 保育料(月額)

伊達市では国が示す基準額を市独自に軽減し、保育料を設定しています。

4	各月初日の入園	児童の	D属する世帯の階層		保育料月額	Į (年齢は4/1	時点)							
階層区分					3号認定 (0~2歳)		2 号認定(3~5 歳) 1 号詞		1号認定						
	()区分は1号認定の階層区分		定	義	保育	保育	保育	保育	教育						
					標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間						
第1階層	(第1階層)	生活	保護世帯、里親委 語	〔世帯等											
第2階層	(第2階層)	市町	对民税 非課税世帯	i											
ケッル屋 -	(年 6 啡屋)	市町村民税所得割 ひとり親世帯等 非課税世帯		ひとり親世帯等	4, 500	4, 400									
第3階層a	(第2階層)			10, 000	9, 800										
第3階層b	(第3階層)	市	48, 600 円未満	ひとり親世帯等	4, 500	4, 400									
男の阿眉 ロ	(ある陌厝)	市町村民税所得割額	40,000 円木両		13, 000	12, 700									
第4階層a1	(第3階層)	民	48, 600 円以上	ひとり親世帯等	4, 500	4, 400									
5年間間 41	(免の陥間)	所	57, 700 円未満		16, 000	15, 700									
第4階層 a2	(第3階層)	(手) 割	57, 700 円以上	ひとり親世帯等	4, 500	4, 400									
分中旧信 02		額	58, 200 円未満		16, 000	15, 700									
第4階層b	(笋3陛屑)	(笠3陛届)	(笋3陛届)	(笋3陛届)	(笋3陛届)	(笋3陛届)	(第3階層)		58, 200 円以上	ひとり親世帯等	4, 500	4, 400			Mr
# 보니 # P			67,800 円未満		19, 000	18, 600	保育	賞化							
第4階層 c	(第3階層)		67, 800 円以上	ひとり親世帯等	4, 500	4, 400									
カー門目り		首/	77, 101 円未満		22, 000	21, 600									
第4階層d	(第4階層)		77, 101 円以上 87, 000 円未満		25, 000	24, 500									
第4階層e	(第4階層)		87,000 円以上 97,000 円未満		28, 000	27, 500									
第5階層	(第4階層)		97,000 円以上 169,000 円未満		32, 000	31, 400									
第6階層	(第4階層)		169,000 円以上 2	11, 201 円未満	35, 000	34, 400									
第6階層	(第5階層)		211, 201 円以上 3	01,000 円未満	35, 000	34, 400									
第7階層	(第5階層)		301,000 円以上 397,000 円未満		40, 000	39, 300									
第8階層	(第5階層)		397, 000 円以上		52, 000	51, 100									

- I 多子世帯軽減について(預かり保育料、延長保育料、給食費等は含みません)
- ○第3階層aから第8階層の区分に属する場合は、特定被監護者等のうち、最年長者を第1子としたときの年長順に数えて第2子の保育料は、上記保育料月額の2分の1に相当する額とし、第3子以降は、無料となります。ただし、第3階層aから第4階層cまでのひとり親世帯等に該当する場合は、第2子以降の保育料は、無料となります。
- Ⅱ ひとり親世帯等(下記に該当する世帯)への軽減
- ○ひとり親世帯。
- ○次の方がいる世帯(身体障害者手帳の交付を受けた方、療育手帳の交付を受けた方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた 方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者)
- ○第4階層c以下の世帯は、第2子以降は無料です。
- ○第4階層c以下の第1子について、第3階層aと同額に軽減。
- Ⅲ 平成30年度から政令市の市町村民税の税率が8%となりましたが、保育料算定は旧税率(6%)で計算しています。

◇令和6年度より多子世帯軽減の範囲が拡大しました

生計を一にするお子さんが2名以上いる場合、最年長のお子さんから順に数えて第2子の保育料は半額、

第3子以降は無料となります。

※第4階層c以下のひとり親世帯等に該当する場合は、これまで通り、第2子以降の保育料は無料です。